

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に
 関する政令案 新旧対照条文

目 次

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）	1
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）	14
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	16
○ 石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）（抄）	18
○ 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（抄）	19
○ 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）（抄）	20
○ 財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）（抄）	21
○ 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（抄）	22
○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）（抄）	24
○ 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）（抄）	25
○ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）（抄）	26
○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）	27
○ 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）（抄）	30
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）	32
○ 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（抄）	34
○ 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）	38

○ 金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）	（抄）	39
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）	（抄）	40
○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	（抄）	42

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章の四（略）</p> <p>第四章の五 投資運用関係業務受託業者（第十八条の四の十四・第十八条の四の十五）</p> <p>第四章の六 金融商品取引業協会（第十八条の四の十六～第十八条の四の十八）</p> <p>第四章の七 投資者保護基金（第十八条の五～第十八条の十五）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章の四（略）</p> <p>第四章の五 金融商品取引業協会（第十八条の四の十四～第十八条の四の十六）</p> <p>第四章の六 投資者保護基金（第十八条の五～第十八条の十五）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定</p>

する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ・ロ (略)

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

- (1) 当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下同じ。）に表示される場合（内閣府令で定める場合を除く。第一条の五の二第二項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)、第一条の七の四第一号ハ(1)、

する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ・ロ (略)

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

- (1) 当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下同じ。）に表示される場合（内閣府令で定める場合を除く。第一条の五の二第二項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)、第一条の七の四第一号ハ(1)、

第一条の八の二第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)並びに第十五条の十の八第一号において同じ。) 当該財産的価値を適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

(2) (略)

二・三 (略)

(登録の申請又は届出に係る使用人)

第十五条の四 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号ロに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する使用人とする。

一・二 (略)

(登録申請者と密接な関係を有する者の範囲)

第十五条の四の二 法第二十九条の二第一項第五号の二に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者(有価証券等管理業務(法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十六条の十及び第十八条の二において同じ。))を行う者に限る。)、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 当該登録申請者の役員(法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十六条の十第二号及び第十八条の二第二号におい

第一条の八の二第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)並びに第十五条の十の六第一号において同じ。) 当該財産的価値を適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

(2) (略)

二・三 (略)

(登録の申請又は届出に係る使用人)

第十五条の四 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する使用人とする。

一・二 (略)

(新設)

て同じ。)又は使用人

二 当該登録申請者の親法人等(法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。)又は子法人等(同条第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)

三 当該登録申請者の特定個人株主(総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人をいう。以下同じ。)(第一号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第十五条の四の三・第十五条の四の四 (略)

(金融商品取引業者の最低資本金の額等)

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号イ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一(二の二) (略)

三 第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務(法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))及び非上場有価証券特例仲介等業務(法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(前三号に掲げる場合を除く。) 五千万円

第十五条の四の二・第十五条の四の三 (略)

(金融商品取引業者の最低資本金の額等)

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号イ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一(二の二) (略)

三 第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務(法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))を除く。)を行おうとする場合(前三号に掲げる場合を除く。) 五千万円

四 投資運用業（適格投資家向け投資運用業（法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を除く。）を行おうとする場合（前各号に掲げる場合を除く。）
五千万円（その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、第十五条の四の二に規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない場合には、千万円）

五（略）

六 第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務を行おうとする場合（前各号に掲げる場合を除く。） 千万円

七 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合（前各号に掲げる場合を除く。） 千万円

八（略）

2（略）

（非上場有価証券特例仲介等業務の対象から除かれる有価証券）

第十五条の十の四 法第二十九条の四の四第八項第一号に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とする。

（非上場有価証券特例仲介等業務における預託の期間）

第十五条の十の五 法第二十九条の四の四第八項第二号に規定する政令で定める期間は、顧客から金銭の預託を受けた日の翌日から一週間とする。

四 投資運用業（適格投資家向け投資運用業（法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を除く。）を行おうとする場合（第一号から第二号の二までに掲げる場合を除く。） 五千万円

五（略）

六 第一種少額電子募集取扱業務を行おうとする場合（第一号から第四号までに掲げる場合を除く。） 千万円

七 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合（第一号から第四号までに掲げる場合を除く。） 千万円

八（略）

2（略）

（新設）

（新設）

第十五条の十の六 第十五条の十の十二 (略)

(親法人等及び子法人等の範囲)

第十五条の十六 法第三十一条の四第三項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者(内閣府令で定める者を除く。)とする。

一 三 (略)

四 その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。)

イ・ロ (略)

2 5 (略)

(金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲)

第十六条の十 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者(有価証券等管理業務を行う者に限る。)、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 (略)

第十五条の十の四 第十五条の十の十 (略)

(親法人等及び子法人等の範囲)

第十五条の十六 法第三十一条の四第三項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者(内閣府令で定める者を除く。)とする。

一 三 (略)

四 その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人(以下「特定個人株主」という。)に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。)

イ・ロ (略)

2 5 (略)

(金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲)

第十六条の十 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者(有価証券等管理業務(法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二において同じ。))を行う者に限る。)、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 当該金融商品取引業者等（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人

三 当該金融商品取引業者等の親法人等又は子法人等

四・五（略）

（投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）

第十六条の十一 法第四十一条の五ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三（略）

四 金融サービス仲介業者である金融商品取引業者が、相手方金融機関（金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務により顧客が締結する特定金融サービス契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。第十八条の四の十七第五項において同じ。）の相手方をいう。第十六条の十三第五号において同じ。）が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介を行う場合

五（略）

二 当該金融商品取引業者等（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。）又は使用人

三 当該金融商品取引業者等の親法人等（法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）又は子法人等（同条第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

四・五（略）

（投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）

第十六条の十一 法第四十一条の五ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三（略）

四 金融サービス仲介業者である金融商品取引業者が、相手方金融機関（金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務により顧客が締結する特定金融サービス契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。第十八条の四の十五第五項において同じ。）の相手方をいう。第十六条の十三第五号において同じ。）が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介を行う場合

五（略）

第四章の五 投資運用関係業務受託業者

(新設)

(外国法人等の事業報告書の提出期限)

第十八条の四の十四 法第六十六条の九十一の規定により読み替えて

(新設)

適用する法第六十六条の八十二に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である投資運用関係業務受託業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

(新設)

第十八条の四の十五 投資運用関係業務受託業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の九十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の七十二第二項第三号	定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)	定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)並びに国内における主たる営業所

第六十六条の八 第十三第一項第三号	法人を代表する	又は事務所の登記事項証 明書
第六十六条の八 第十三第一項第四号	により解散した	法人の を受けたとき、又は主たる 営業所若しくは事務所の 所在する国において当 該国の法令に基づき破産 手続と同種類の手続を開 始した
第六十六条の八 第十三第一項第五号	解散したとき	破産管財人又は当該国に おいて破産管財人に相当 する者
清算人	清算人又は主たる営業所 若しくは事務所の所在す る国において清算人に相 当する者	解散したとき（国内にお ける営業所又は事務所の 清算を開始したときを含 む。） 清算人又は主たる営業所 若しくは事務所の所在す る国において清算人に相 当する者

第四章の六 金融商品取引業協会

第十八条の四の十六、第十八条の四の十八 (略)

第四章の七 投資者保護基金

(加入義務を負わない金融商品取引業者等)

第十八条の七の二 法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業（電子記録移転権利又は第一条の十二第二号に規定する権利に係るものを除く。次項において同じ。）を行わない金融商品取引業者、法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者とする。

2 法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行うとしない者及び第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務のみを行おうとする者とする。

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 (略)

第四章の五 金融商品取引業協会

第十八条の四の十四、第十八条の四の十六 (略)

第四章の六 投資者保護基金

(加入義務を負わない金融商品取引業者等)

第十八条の七の二 法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業（電子記録移転権利又は第一条の十二第二号に規定する権利に係るものを除く。次項において同じ。）を行わない金融商品取引業者及び法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者とする。

2 法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行うとしない者及び第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする者とする。

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 (略)

2

長官権限（法第九十四條の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六條の二第一項（法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一（法第六十條の十二第三項（法第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の六（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十四（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第六十六條の六十七、第六十六條の八十八、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第九十三條の四、第九十六條の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六條の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六條の二十七（法第九十九條において準用する場合を含む。）、第九十五十一條（法第五十三條の四において準用する場合を含む。）、第九十五十五條の九、第九十五十六條の五の四、第九十五十六條の五の八、第九十五十六條の十五、第九十五十六條の二十の十二、第九十五十六條の三十四、第九十五十六條の五十八及び第九十五十六條の八十の規定による権限並びに法第九十六條の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六條第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし

2

長官権限（法第九十四條の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六條の二第一項（法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一（法第六十條の十二第三項（法第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の六（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十四（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第六十六條の六十七、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第九十三條の四、第九十六條の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六條の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六條の二十七（法第九十九條において準用する場合を含む。）、第九十五十一條（法第五十三條の四において準用する場合を含む。）、第九十五十五條の九、第九十五十六條の五の四、第九十五十六條の五の八、第九十五十六條の十五、第九十五十六條の二十の十二、第九十五十六條の三十四、第九十五十六條の五十八及び第九十五十六條の八十の規定による権限並びに法第九十六條の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六條第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による

、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3・4 (略)

(投資運用関係業務受託業者に関する権限の財務局長への委任)

第四十三条の二の四 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

- 一 法第六十六条の七十二第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第六十六条の七十三第一項（法第六十六条の七十五第五項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の七十五第二項の規定による登録
- 三 法第六十六条の七十三第二項（法第六十六条の七十五第五項において準用する場合を含む。）の規定による投資運用関係業務受託業者登録簿の縦覧
- 四 法第六十六条の七十四の規定による登録の拒否
- 五 法第六十六条の八十七の規定による登録の抹消
- 六 法第六十六条の八十九第一項の規定による審問（法第六十六条の七十一の登録の拒否に係るものに限る。）
- 七 法第六十六条の八十九第三項の規定による通知（法第六十六条の七十一の登録に係るものに限る。）
- 八 法第八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定

報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3・4 (略)

(新設)

による報告の求めのうち第六号に規定する審問に係るもの

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 三 (略)

四 法第九十八条第一項第二号の二から第二号の四までの罪
五 九 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 三 (略)

四 法第九十八条第二号の二から第二号の四までの罪
五 九 (略)

改正案	現行
<p>（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用）</p> <p>第九条の三 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付の支払上の余裕金（以下「厚生年金保険給付積立金等」という。）の運用は、次に掲げる方法により行われなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者）（同法第二十九條の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九條の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）に限り、同法第二條第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付</p>	<p>（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用）</p> <p>第九条の三 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付の支払上の余裕金（以下「厚生年金保険給付積立金等」という。）の運用は、次に掲げる方法により行われなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者）（同法第二十九條の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）に限り、同法第二條第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け</p>

2
5
(略)

六
十
(略)

2
5
(略)

六
十
(略)

改正案	現行
<p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）</p> <p>第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付</p>	<p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）</p> <p>第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付</p>

け
六〇十二
(略)

六〇十二
(略)

改正案	現行
<p>（資金の運用） 第十六条（略）</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）をいう。次項において同じ。）への預託</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（資金の運用） 第十六条（略）</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。次項において同じ。）への預託</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲） 第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）をいう。以下同じ。）並びに同法第十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社</p>	<p>（金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲） 第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下同じ。）並びに同法第三十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社</p>

改正案	現行
<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>

改正案	現行
<p>（債券の貸付け）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）</p> <p>二（略）</p>	<p>（債券の貸付け）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）</p> <p>二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（基金の自家運用に関する契約の相手方）</p> <p>第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介業者を除く。）及び同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十</p>	<p>（基金の自家運用に関する契約の相手方）</p> <p>第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）及び同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限</p>

九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を
除く。）に限る。）

る。）

改正案	現行
<p>（有価証券の貸付け） 第九条（略）</p> <p>2 法第二十六条第四号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）、同法第二十三条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。</p>	<p>（有価証券の貸付け） 第九条（略）</p> <p>2 法第二十六条第四号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二十三条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。</p>

改正案	現行
<p>（有価証券の貸付け） 第十二条（略）</p> <p>2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。</p>	<p>（有価証券の貸付け） 第十二条（略）</p> <p>2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。</p>

○ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（債券の貸付け）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 法第二十九条第五号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）</p> <p>二（略）</p>	<p>（債券の貸付け）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 法第二十九条第五号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）</p> <p>二（略）</p>

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等） 第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。） 、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。） 、第二項及び第三項、第三十一条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。） 、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。） 、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。） 、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。） 、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表</p>	<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等） 第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。） 、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。） 、第二項及び第三項、第三十一条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。） 、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。） 、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。） 、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。） 、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表</p>

第二項	第三十九条の九	(略)	(略)	(略)	<p>の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>を行う者(同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。)</p>
<p>を行う者(同法第二十九条</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>外国法人(同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。)</p>

第二項	第三十九条の九	(略)	(略)	(略)	<p>の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>を行う者(同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)</p>
<p>を行う者(同法第二十九条</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>外国法人(同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)</p>

3 ～ 7 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。)</p>
3 ～ 7 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)</p>

改正案	現行
<p>（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第二十七条の二第一項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（当該対内直接投資等に係る上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）であつて、次に掲げるもの以外のもの（前二号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）のうち、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連連業を行うもの）に限り、同法第二十九条の四の二第九項に</p>	<p>（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第二十七条の二第一項に規定する国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（当該対内直接投資等に係る上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）であつて、次に掲げるもの以外のもの（前二号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）のうち、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連連業を行うもの）に限り、同法第二十九条の四の二第九項に</p>

規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。)を行うものその他これに類するものとして主務省令で定めるものが業として行う法第二十六条第二項第三号及び第四号に掲げる行為並びに第二条第十六項第三号及び第五号に掲げる行為

ロ (略)

四・五 (略)

3・4 (略)

規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。)を行うものその他これに類するものとして主務省令で定めるものが業として行う法第二十六条第二項第三号及び第四号に掲げる行為並びに第二条第十六項第三号及び第五号に掲げる行為

ロ (略)

四・五 (略)

3・4 (略)

改 正 案	現 行
<p>（免許等の欠格事由に係る罪）</p> <p>第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百七条第一項（第一号、第二号（同法第九十七条の二（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第三号（同法第九十八条第一項（第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四号（同法第九十九条に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪</p> <p>十四～四十五 （略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲</p>	<p>（免許等の欠格事由に係る罪）</p> <p>第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百七条第一項（第一号、第二号（同法第九十七条の二（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第三号（同法第九十八条（第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四号（同法第九十九条に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪</p> <p>十四～四十五 （略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲</p>

げる罪とする。

一〇十二 (略)

十三 金融商品取引法第九十七条第一項、第九十七條の二（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第九十八條第一項（第八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第九十九條、第二百條（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百三條第三項、第二百五條（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百七條第一項（第一号（同法第九十七條第一項に係る部分に限る。）、第二号（同法第九十七條の二に係る部分に限る。）、第三号（同法第九十八條第一項に係る部分に限る。）、第四号（同法第九十九條に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百條に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五條に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

十四〇四十七 (略)

げる罪とする。

一〇十二 (略)

十三 金融商品取引法第九十七條第一項、第九十七條の二（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第九十八條（第八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第九十九條、第二百條（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百三條第三項、第二百五條（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百七條第一項（第一号（同法第九十七條第一項に係る部分に限る。）、第二号（同法第九十七條の二に係る部分に限る。）、第三号（同法第九十八條に係る部分に限る。）、第四号（同法第九十九條に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百條に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五條に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

十四〇四十七 (略)

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第三十五号及び第三十六号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第五条第一項第一号イからクまでに掲げる者</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（企画市場局の所掌事務）</p> <p>第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第四条第一項第三号イからエまでに掲げる者（第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第三十五号及び第三十六号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第五条第一項第一号イからオまでに掲げる者</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（企画市場局の所掌事務）</p> <p>第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第四条第一項第三号イからシまでに掲げる者（第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三十九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p>

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ〜ツ (略)

ネ 投資運用関係業務受託業者

ナ〜オ (略)

ク 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号へにおいて同じ。）

二〜十二 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ム及びヰからクまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号及び第九号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第一号ヨからネまで、ラ及びウに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十一号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号カ及びヒに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局、企画市場局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

（総務課の所掌事務）

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関すること（イ及びニに掲げる者にあつ

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ〜ツ (略)

（新設）

ネ〜ノ (略)

オ 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号ホにおいて同じ。）

二〜十二 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ラ及びウからオまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号及び第九号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第一号ヨからツまで、ナ及びムに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十一号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号カ及びキに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局、企画市場局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

（総務課の所掌事務）

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関すること（イ及びハに掲げる者にあつ

ては、金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）。

イ・ロ (略)

ハ 投資運用関係業務受託業者

ニ〜ル (略)

七〜十三 (略)

2 前項の場合において、同項第六号ホからルまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第七号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第六号イからニまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第十二号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号又|に掲げる者を除くものとする。

イ〜ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(保険課の所掌事務)

ては、金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）。

イ・ロ (略)

(新設)

ハ〜ヌ (略)

七〜十三 (略)

2 前項の場合において、同項第六号ニからヌまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第七号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第六号イからハまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第十二号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号リ|に掲げる者を除くものとする。

イ〜ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(保険課の所掌事務)

第二十二條 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあっては郵便
保険会社を、ロにあっては日本郵政株式会社を、ニにあっては第
十九條第一項第六号ルに掲げる者を除くものとする。

イ々へ (略)

二々六 (略)

2 (略)

第二十二條 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあっては郵便
保険会社を、ロにあっては日本郵政株式会社を、ニにあっては第
十九條第一項第六号ヌに掲げる者を除くものとする。

イ々へ (略)

二々六 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（財務局の管轄区域の特例）</p> <p>第五条 法第十三条第一項に掲げる財務局の所掌事務のうち、金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項第三号に掲げる事務（同号ネに掲げる者に係るものに限る。）に関する財務局の管轄区域については、第八十条の規定にかかわらず、当分の間、財務省令で別段の定めをすることができる。</p>	<p>附則</p> <p>（財務局の管轄区域の特例）</p> <p>第五条 （新設）</p> <p>法第十三条第一項に掲げる財務局の所掌事務のうち、金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項第十六号に掲げる事務に関する財務局の管轄区域については、第八十条の規定にかかわらず、当分の間、財務省令で別段の定めをすることができる。</p>

○ 金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）（抄）

※本改正より先に施行予定の、他政令による改正あり
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機 関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第一項第三号エの政令で定めるものは、次に掲 げる者とする。</p> <p>一～十八（略）</p>	<p>金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機 関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第一項第三号コの政令で定めるものは、次に掲 げる者とする。</p> <p>一～十八（略）</p>

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係）</p> <p>第十八条 特定承継会社について金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の規定を適用する場合には、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第五条第一項第一号へ中「」第四十二条第三項」とあるのは「」。第四号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）と、同項第四号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社（第二十条第一項第一号ただし書並びに第二十一条第一項第五号及び第七号において「特定承継会社」</p>	<p>附則</p> <p>（特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係）</p> <p>第十八条 特定承継会社について金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の規定を適用する場合には、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第五条第一項第一号へ中「」第四十二条第三項」とあるのは「」。第四号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）と、同項第四号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社（第二十条第一項第一号ただし書並びに第二十一条第一項第五号及び第七号において「特定承継会社」</p>

という。)の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは、「次条第一項第一号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号又」とあるのは「前条第一項第六号又及び次条第一項第七号」と、同令第二十一条第一項第五号中「並びに農林中央金庫」とあるのは、「農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同項第七号中「相手方並びに」とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合並びに特定承継会社のため銀行法第二條第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を行う者」とする。

という。)の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは、「次条第一項第一号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号リ」とあるのは「前条第一項第六号リ及び次条第一項第七号」と、同令第二十一条第一項第五号中「並びに農林中央金庫」とあるのは、「農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同項第七号中「相手方並びに」とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合並びに特定承継会社のため銀行法第二條第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を行う者」とする。

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（投資信託委託会社の利害関係人等の範囲）</p> <p>第十七条 法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該投資信託委託会社の特定個人株主（金融商品取引法施行令第十五条の四の二第三号に規定する特定個人株主をいう。以下同じ。）</p> <p>四 （略）</p>	<p>（投資信託委託会社の利害関係人等の範囲）</p> <p>第十七条 法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該投資信託委託会社の特定個人株主（金融商品取引法施行令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。以下同じ。）</p> <p>四 （略）</p>